

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭

2019年度 経営実態調査の結果について、取りまとめて頂き感謝申し上げます。子ども・子育て支援制度が施行され5年見直しの時期に入り公定価格もその一つであります。

このことを踏まえ、次の事項についてご検頂けますようお願い致します。

○ 栄養管理加算の拡充

現行、栄養士の嘱託のための費用を措置している栄養管理加算について、本年10月から、非常勤栄養士の配置（週3日程度）を可能とするよう拡充（全施設共通）することが目指されていきました。この充実は、各施設において食事の提供にあたり、栄養士を活用し、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言はもとより、園児や保護者に対する食育等に関する継続的な指導を受ける事ができる重要な意義があると考えますので、加算の拡充により食育の充実を図ることが出来ますよう引き続きご検討いただけますようお願い致します。

○ 2020年以降の処遇改善Ⅰに係る基準年度の見直しの方向性

処遇改善加算の基準年度は保育所等においては平成24年度とされており、2020年度からは、加算の前年度となることを検討されておりますが、その際提出はできる限り簡素にさせていただきますようお願い致します。また、施設においては世代交代すると一時的に賃金改善率が下がることが予想されますので、そのことへの配慮や過去の改善した取り組みがリセットされることのないように十分に配慮いただけますようお願い致します。

○ 処遇改善Ⅱの利用推進

全ての子ども達の最善の利益には質の高い保育を享受できる事があります。質の向上の観点から研修受講は必須です。現在の処遇改善Ⅱは加算申請の仕組みが難しく、加えて研修機会が十分とは言えないという声が会員からも上がっておりますので、より容易に申請が出来る加算の仕組

みづくりと同時に、各施設の加算取得に向けた労務関係の規程整備や加算の効果的な配分の検討などの取り組みに対するサポートもお願い致します。

○ 土曜日における共同保育の実施や土曜日の公定価格の在り方、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運営改善などの事項について

2019年出生数が90万人を割り込むことが予想されるなか、保育士不足は今後ますます厳しくなり、地方や過疎地では保育を求めて人口が流出することも懸念されています。

その中で土曜日の保育の在り方を、子どもにとって必要な集団形成による連携施設での合同保育の実施促進、また保育士の働き方改革の観点から子どもが誰もいない施設で閉園時間まで勤務することの是非など、単に公定価格における議論だけではなく広範な視点から捉え柔軟な対応をお願いします。

○ 公定価格における子育て支援の加算の設置

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律には、認定こども園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的すると定められています。認定こども園の必須義務である子育て支援に対しては基本分単価に費用が組み込まれていますが、幼稚園・保育所が加算を受ける場合と同じ水準では十分な支援と言えない現状があります。虐待問題が社会化するなかで認定こども園の果たす役割は大きく、子育て支援加算の設置など認定こども園の取り組み状況に応じたさらなる支援をご検討いただけますようお願い致します。

○ チーム保育加配加算について

認定こども園のチーム保育加配加算は、その上限人数は1号認定子どもと2号認定子どもの合計人数に応じて設定されていますが、実際の加算額は支給対象の1号認定子どもの実員に応じて給付されています。幼児教育の無償化等に伴い、1号認定子どもから2号認定子どもに大きく移行した場合、加配の上限人数はそのまま変わりませんが、チーム保育加配加算の支給対象者が減少し、加配人数分の加算額が支給されなくなるため、運営に大きく悪影響を及ぼすことが予想されることから、必要な改善措置を検討くださいますようお願い致します。

以上